

●有害鳥獣駆除事業について

上松町では鳥獣による農林水産業等の被害を防止すべく、鳥獣被害防止特措法に基づき上松町鳥獣被害対策実施隊を設置しています。

◇有害鳥獣駆除の基本実施要件

【ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン等】

農地を電気柵・防護網・防護柵等の設置により防除していることが前提となります。防除しているにも関わらず野生加害鳥獣による侵入・被害が発生している場合、檻・わなの設置を行います。(現場の状況によってはこの限りではありませんので、ご相談ください。)

※現地確認のうえ、防除体制が万全で無い場合は、捕獲檻の設置前に農地周辺の環境整備・防除対策についてご提案させていただくこともありますので、ご理解をお願いいたします。

【ツキノワグマ】

農地や住居周辺に頻繁にツキノワグマが出没し、農作物等の被害が発生している・人身等に被害の恐れがある場合は、現地の状況により県に許可をいただいた後、クマ捕獲用のドラム缶檻を設置します。

※現地の状況により捕獲檻の設置等時間を要する場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

◇ツキノワグマの出没に注意してください

ツキノワグマは昼夜を問わず活動しますが、特に朝夕の薄暗い時間帯に盛んに活動しています。レジャーや作業、山菜・キノコ狩りなどで山林内に立ち入られる際は、十分に注意して行動してください。クマによる被害を防ぐ最大のポイントは“クマに遭わないこと”です。山際の耕地や道路、森林内では十分気を付けていただき、クマとの遭遇を未然に防ぎましょう。

*クマに出会わないようにするために

- ・朝夕はクマの活動が活発になることから、散歩等での森林内への立入りや林縁部(森林の周辺部)への外出、山際の農地作業はなるべく避けましょう。
- ・鈴や笛を鳴らしたり、ラジオをつけるようにして周囲の状況に気を配りましょう。
- ・養蜂の飼養、早生の果樹類や飼料作物(特にトウモロコシ)などの食害されやすい農作物の生産に当たっては、電気柵などを設置する等の対策が必要です。
- ・生ごみや放置された農作物・果樹等は誘引源となります。適切な処分・埋設等をお願いします。

*子連れのクマに注意してください

小グマを連れている母グマは非常に神経質になっています。子グマを見かけても、近くには必ず母グマがいるので、絶対に近づかないようにしましょう。

◇サルの被害を防いでいくために

近年、町内のニホンザルの出没頻度は増加傾向にあります。ニホンザルは農作物を荒らしたりする有害鳥獣ですが、森の生態系の重要な一員です。特徴をよく知り、サルの近寄らないよう工夫するなど、うまく「棲み分け」ていくことが大切です。

*生態・身体能力

- ・群れを形成し、ほぼ決まった範囲内を移動します。群れ単位でのナワバリ意識はありますが、個々のナワバリは持ちません。
- ・五感は人間とほぼ同じ。そのため多くの情報は目で集めており、主に活動するのは日中です。
- ・サルは賢いと言われますが、良いのは「記憶力」です。おいしいエサの場所・出会っても怖くない人はすぐに覚えます。しかし、サル同士協力して作業をすることはできません。
- ・雑食性で主に昆虫・野菜・きのこ類を食べます。一旦味を覚えると固執するため、農地を餌場と認識するとしつこくやってきます。

*サルを集落に近寄らせないために

- ・生ごみ、残飯、廃果等はすぐ片付け、お墓へのお供え物は持ち帰りましょう。また、利用しない柿や栗は出来る限り伐りましょう。未利用果樹の伐採要望がありましたら、ご相談ください。
- ・サルの特性に合わせた防護柵で農地を守り、収穫した作物はサルに見つからないようにしましょう。またサルがあまり好まない作物(えごま等)を農地の外周に植えることも効果的とされています。
- ・集落内、集落と山林の境のやぶは刈り払い、逃げ隠れ場所になっている立木はできるだけ伐りましょう。

◇関連のある補助制度

*有害鳥獣被害防止対策事業補助金

*狩猟免許取得補助金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

●遊休荒廃地対策について

上松町では、農業振興及び遊休荒廃地対策、獣害対策などを目的とし、特産品である「えごま」を地域のコア資源と位置付け、えごまの生産拡大を推進しています。

えごまは、比較的養分の乏しい土地でも問題なく育ち、えごま特有の匂いをサルやいのししが嫌うことから獣害に遭いにくい作物とされています。

上松町内でえごまを生産し、上松町特産品開発センターへ出荷した場合に奨励金を交付します。

*上松町えごま生産奨励金

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。

